

《令和8年度 匝瑳市放課後児童クラブ入所のご案内》

放課後児童クラブとは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全育成を行う事業です。
注意)子どもを保護できる家族がいる児童は加入できません。

このご案内には、入所申し込みに関する手続きなどについて、重要なことが記載されています。
 入所希望の方は、必ず記載内容をご確認いただき必要な手続きを行ってください。

1. 申込期間及び選考方法

4月からの入所希望の方は、申込期間内にお願いします(期限厳守)。
期間経過後の申込は4月の入所ができませんのでご注意ください。

重要:入所資格の確認のため、学年に関わらず全学年について、添付書類(就労証明書等)の提出が必要となりますのでご注意ください。
また、入所資格がない児童は入所できません。

土曜利用については、申請書類等により土曜の利用資格について審査したうえで、ご利用していただくようになりますのでご注意ください。

申請期間		選考方法
4月 から 入所 希望	<u>令和7年12月8日(月)から 令和8年1月15日(木)</u>	<p>期間内に提出された加入申込書及び就労証明書等を児童クラブごとに、まず<u>1～3年生を優先</u>します。</p> <p>※ただし、1～3年生までで、受入上限を超えた場合は、低学年から優先し、同学年での順位決定のため就労証明書等の入所基準指数順でその指数の高い順に入所決定する場合があります。</p> <p>※4年生以上は、就労証明書等の入所基準指数順にその指数の高い順に、受入上限の範囲内で入所決定します。</p> <p>※受入上限を超えた場合は、上記の順番で待機となります。</p>
年度 途中	<p><u>毎月15日までに申請</u> (入所は申請した月の翌月1日) ※緊急の場合は月の途中から入所することもできますのでご相談ください。</p>	<p>受入上限に満たない児童クラブ及び退所などで空きがある児童クラブについて、入所決定します。</p> <p><u>※年度途中でも添付書類は同様です。</u> ※各児童クラブで待機児童がいた場合、待機の順番は先着順となります。</p>
長期 休業 のみ 入所 希望	<p>・春休み <u>上記4月から入所希望と同様</u></p> <p>・夏休み <u>6月15日(月)までに申請</u></p> <p>・冬休み <u>11月13日(金)までに申請</u></p>	<p>受入上限に満たない児童クラブ及び退所などで空きがある児童クラブについて、入所決定します。 なお、<u>希望する児童クラブへ入所できない場合もあります。</u></p> <p><u>※年度途中でも添付書類は同様です。</u> ※各児童クラブで待機児童がいた場合、待機の順番は先着順となります。</p> <p><u>※できる限り上記4月から入所希望者と同申請期間内にご提出ください。近年入所児童数が多く、ご希望の児童クラブに入所できない可能性があります。</u></p>

2. 入所申込みに必要な書類（学校教育課または各児童クラブにあります。）

<p>◎ 加入申込書 健康状態等調査書</p>	<p>全児童、1人につき1部提出してください。 ※当該年度の申込書を参考にするため、健康状態、生活面等で不安なことや心配なことは省略せずに詳しくご記入ください。</p>
<p>◎ 添付書類(就労証明書等) 【添付書類区分】を参照願います。</p>	<p><u>入所資格の確認のため、学年に関わらず全学年について、添付書類の提出が必要となります。</u> <u>・添付書類は保護者及び同居の家族(18歳以上65歳未満)全員分が必要です。同居の家族とは、一緒に住んでいる祖父母・おじ・おば・兄弟等をいいます。</u> <u>・年齢については、年度当初から入所する場合は、令和8年4月1日現在(予定)で記入してください。年度途中の場合には、申請日現在の状況を記入してください。</u> ・兄弟姉妹で申請される場合は、就労証明書等の添付書類は、一方の児童については、コピーで結構です。 ・申込みは全ての書類がそろってからの受付となりますので、余裕をもって申請してください。</p>

【 添付書類区分 】 下記の一覧表をご確認の上で必要な書類を提出してください。

保護者の状況	形態	必要書類	備考	
1 就労	・正社員・パート ・アルバイト等 自営業主・農業等	●就労証明書	勤務先から 自書	<u>※就労証明書の勤務時間と児童の監護に欠ける時間が見合わない場合は確認後、入所資格がないと判断される場合もあります</u>
2 疾病	入院 自宅療養	●申立書 ●診断書等 ●申立書 ●診断書等	入院期間の記載のあるもの 『保育できない状況の説明欄』に状況の記入 療養期間の記載のあるもの	
3 心身障害		●申立書 ●手帳の写し	『保育できない状況の説明欄』に状況の記入 身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳等	
4 看護・付添い		●申立書 ●診断書等	『保育できない状況の説明欄』に状況の記入 看護対象者の診断書等	
5 就学又は技能訓練中		●申立書 ●在学証明書等	氏名・在学期間の記載された学生証でも可	
6 その他	妊娠・出産 求職	●申立書 ●母子手帳の写し ●求職申立書	出産予定日、出産日の記載がある箇所	<u>入所承認期間は3か月となり、3か月以内に就労証明書の提出が必要</u>

※就労が内定している場合で証明書類が発行されない場合は、採用内定通知や合格通知等の写しを添付し、採用後1ヶ月以内に就労証明書を提出してください。

※注 必要書類について疑問がある場合は、教育委員会学校教育課へお問い合わせください。

3. 申込先 教育委員会学校教育課指導班 電話 73-0094 または下記の各児童クラブ

申込に必要な用紙は、これらの場所で受け取ることができます。

記

名称	設置場所	電話	定員
八日市場第一児童クラブ	匝瑳市八日市場イ 2311 (八日市場小敷地内)	79-0181	50人
八日市場第二児童クラブ	匝瑳市八日市場イ 2311 (八日市場小学校内)	未設定	30人
豊栄第一児童クラブ	匝瑳市飯倉 1847 (豊栄小学校内)	73-6155	40人
豊栄第二児童クラブ	匝瑳市飯倉 1847 (豊栄小学校内)	73-6155	40人
須賀児童クラブ	匝瑳市高 1956 (須賀小学校敷地内)	79-0543	40人
共興児童クラブ	匝瑳市東小笹 1179-2 (共興コミュニティセンター内)	72-5021	40人
平和児童クラブ	匝瑳市平木 1819 (平和小学校内)	79-0557	40人
椿海第一児童クラブ	匝瑳市椿 969-1 (椿海コミュニティセンター内)	73-5941	35人
椿海第二児童クラブ	匝瑳市椿 973 (椿海小学校内)	73-6727	35人
野田児童クラブ	匝瑳市野手 13034 (野田小学校内)	67-5654	40人
栄第一児童クラブ	匝瑳市栢田 823 (栄小学校敷地内)	67-1021	40人
栄第二児童クラブ	匝瑳市栢田 823 (栄小学校敷地内)	67-1021	45人

※八日市場第二児童クラブは令和8年4月より正式に運用開始予定となっております。

4. 児童クラブの入所について

1) 入所資格

小学校の児童で、次のいずれかに該当する場合

- (1) 保護者が就労している家庭で、下校しても保護者又は保護者に代わる者がいない児童
- (2) 保護者等が疾病のため、保護を受けられない児童
- (3) その他、匝瑳市教育委員会が必要と認める児童

2) 入所許可の制限・取り消し

- (1) 児童に感染性疾患があると疑われるとき
- (2) 児童が身体虚弱又は精神障害のため保育に耐えられないと認められるとき
- (3) 児童が上記の入所資格を失ったとき
- (4) 保護者等が匝瑳市放課後児童クラブ条例及び条例施行規則に違反したとき
- (5) 保護者等が受託料を2ヶ月以上滞納したとき
- (6) その他、育成事業の管理運営上不適当と認められるとき

5. 入所の審査について

(1) 入所資格の審査

加入申込書記載事項、提出された証明書などの添付書類により、入所資格の審査をします。必要に応じて追加資料を提出していただく場合や、自宅や勤務先等へ確認する場合がありますので、予めご了承ください。

※就労証明書の勤務時間と児童の監護に欠ける時間が見合わない場合は確認後、入所資格がないと判断される場合もあります。

(例)勤務終了時間 13:00 通勤時間 30分 → 13:30分帰宅となり、保育可能と判断します。

(2) 入所の審査

入所資格を満たす申請者が、当該児童クラブの定員を超えた場合、入所選考基準に基づき、児童の入所を決定します。

(3) 入所の決定

審査の結果については、3月初旬に「放課後児童健全育成事業加入決定通知書」を保護者へ通知します。

6. 入所許可の保留

入所の決定に際し、受託料に滞納がある家庭については、入所許可を保留します。

※受託料完納が必要となります。

7. 開設時間

開設日	延長時間(朝)	開設通常時間	延長時間(夕)
平日 学校の授業日		下校時から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後7時15分まで
1日開所 土曜日及び学校の休業日等	午前7時45分から 午前8時15分まで	午前8時15分から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後6時45分まで
土・日・祝祭日の学校行事(運動 会、保護者参観日、よかっぺ祭り 等)開催日		下校時から 午後6時15分まで	午後6時15分から 午後6時45分まで

※注 ただし、土曜日の恒常的な開所は、八日市場児童クラブのみとなります

8. 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 年末年始(1月2日・3日及び12月29日から31日までの日)
- (4) その他災害などによる臨時休所。

※注 日・祝祭日であっても学校行事がある場合は開所します。

(詳しくは各児童クラブにてお知らせします。)

9. 一日の過ごし方について

児童クラブの一日は、児童支援員が、子どもたちが学校から児童クラブへ帰ってくるまで、その日の過ごし方のための準備をしながら待つことから始まります。

子どもたちの元気な「ただいま！」の声、そして優しい「おかえり！」の声。

児童クラブはこうして子どもたちの声でにぎやかになっていきます。

一日の流れ(例) ※児童クラブにより内容は多少異なります。

① 平日指導	② 1日指導(土曜日、夏休み等)
13:30 開所	8:15 開所
~ 児童随時受け入れ	~ 児童随時受け入れ
~ 宿題、自主学習	9:00 宿題、自主学習
~ 自由あそび	10:00 自由あそび
16:00 掃除	12:00 昼食・休憩
16:40 自由あそび	13:30 自由あそび
18:15 閉所	16:00 掃除
	16:30 自由あそび
	18:15 閉所

○学習時間について

児童クラブでは、宿題をする学習時間をもうけていますが、**必ず自宅を確認**してください。

10. 受託料

1) 料金体系(一人あたり月額)

年間通じて利用する場合	通常保育のみ	通常保育 および延長保育
平日のみ	8月以外:5,000円 8月:10,000円	8月以外:6,000円 8月:11,000円
平日および土曜日	8月以外:7,000円 8月:12,000円	8月以外:8,000円 8月:13,000円

長期休業期間のみ 利用する場合	通常保育のみ	通常保育 および延長保育
平日のみ	8月:10,000円 8月以外:3,000円	8月:11,000円 8月以外:4,000円
平日および土曜日	8月:12,000円 8月以外:3,000円	8月:13,000円 8月以外:4,000円

※受託料は月額での請求となります。児童クラブを欠席した場合や月途中に加入、脱退した場においても日割計算は行いませんので、御理解ください。

※土・日・祝祭日の学校行事(運動会、保護者参観日、よかっぺ祭り等)による開所は、土曜日であっても、上記の土曜日利用には該当しません。

※おやつ提供については、各児童クラブの保護者会にて相談・検討のうえ実施の有無を決定しております。おやつを提供する場合、おやつ代は保護者会にて別途集金をさせていただきます。

2) 請求方法

令和7年度以降は受託料の請求方法が登録制による請求に変更となりました。令和6年度以前とは請求方法が異なりますのでご注意ください。

登録制においては、利用日数に関わらず、利用登録している月については登録区分に応じた受託料を請求します。

児童クラブを利用する必要がなくなった方は、必ず利用を終了する月の月末までに脱退届を提出してください。期日までに脱退届の提出がない場合、児童クラブを利用しなくても利用登録している月分の受託料を請求します。

また、やむを得ない理由により児童クラブを長期間休む場合は、例外的に休所の取り扱いを認めます。休所する場合、原則として休所する月の前月15日までに休所届を提出してください。

11. 受託料の減免

以下の場合には受託料の減免を実施します。減免には申請が必要です。児童クラブ利用開始前に、減免申請書に必要書類を添えて学校教育課まで提出してください。年度途中で減免の申請をされた場合は、申請月以降の利用月について受託料を減免します。減免の要件や必要書類については学校教育課までお問い合わせください。

減免の区分	減免の割合
生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する児童	全額を免除
市町村民税非課税世帯(注1)に属する児童 (注1)同一の世帯に属する者(ただし、児童と生計を一にする保護者等が児童と世帯を別にする場合は、当該保護者等も含む。)全員が、地方税法の規定による市町村民税を課税されていない者である世帯	半額を減額

12. 各種届出

1) 異動届

届出済の児童や保護者に係る情報(住所、氏名、勤務先等)に異動があった際に速やかに提出してください。勤務先変更の場合は就労証明書を添付してください。

2) 利用区分等変更届

登録済の利用区分等(延長保育・土曜日利用の有無)を変更する場合に提出してください。加入申込時の添付書類(就労証明書等)の記載内容によっては、変更後の利用区分等の要件を満たしていることを確認するため、当該書類を改めて提出するよう求める場合があります。原則として変更する月の前月15日までに提出。

3) 休所届

児童クラブは年間を通じて利用することを前提としています。ただし、次の場合は例外的に一時的な休所の取り扱いを認めます。休所に際しては、事前に児童クラブに連絡し、必ず休所届を提出してください。原則として休所する月の前月15日までに休所届を提出してください。

① 児童が入院している等のやむを得ない理由で一定期間児童クラブを利用しない場合

② (8月に限り、)夏季休業期間のため兄弟等が児童を保育することができる、祖父母の家等で過ごせる等の理由で児童クラブを利用する必要がない場合

※休所届により利用がなかった月は、受託料の負担はありません。ただし、提出期限までに休所届が提出されなかった場合は、利用がなくても当該月分の受託料を請求します。

4) 脱退届

児童クラブを利用する必要がなくなり児童クラブから脱退する場合は、必ず利用を終了する月の末日までに脱退届を提出してください。期日までに提出がない場合は、児童クラブの利用がなくても登録区分に応じた受託料を請求します。

(例: 8月までは利用し、9月以降利用しない場合 → 8/31 までに脱退届を提出)

13. その他

(1) 児童クラブ終了時に保護者の方の迎えを必ずお願いします。また土曜日、夏休み等の1日指導日は送迎を必ずお願いします。

(2) 学校給食のない日には、昼食と水筒を必ず持たせて下さい。

(3) 児童クラブを休む場合には、児童支援員に必ず連絡して下さい。

(4) 児童クラブを脱退する時は、必ず事前に脱退届を提出して下さい。

(5) やむを得ない理由や8月に限り、児童クラブを休所する場合には休所届を提出して下さい。

(6) 原則として、児童クラブで支援員等が児童へ薬の使用の介助を行うことはできません。できる限り児童クラブで投薬しなくてよい処方について主治医とご相談ください。やむを得ず、児童クラブ利用中に薬の使用が必要な場合は、児童クラブの支援員等にご相談ください。

(7) 児童が感染症に罹患し回復した後の登所再開に際して、他の児童への感染の恐れがないことを確認するために登所許可書の提出を求める場合があります。